

第11回岡崎市水道事業及び下水道事業審議会 会議録

1 会議の日時

令和2年7月15日（水）午後2時から午後4時まで

2 会議の場所

岡崎市役所西庁舎7階 701号室

3 会議の議題

（議題1）諮問内容（適正な下水道使用料のあり方）について

（議題2）諮問内容（適正な農業集落排水処理施設使用料のあり方）について

（議題3）下水道事業の概要について

（議題4）農業集落排水事業の概要について

（報告1）水道ビジョン・下水道ビジョンの策定に関する状況について

4 出席委員の氏名

(1) 出席委員（10名）

学識経験を有する者	丸山 宏 （会長）	愛知産業大学経営学部 学部長・教授
	富永 晃宏 （副会長）	国立大学法人名古屋工業大学大学院 教授
	内藤 公士	公認会計士
	牧野 守	弁護士
水道又は下水道の使用者	稲垣 栄子	岡崎商工会議所
	宮本 大介	岡崎市六ツ美商工会
	鈴木 純子	あいち三河農業協同組合
	笹部 耕司	連合愛知三河中地域協議会
公募した市民	木俣 弘仁	
	内田 裕子	

5 説明のため出席した事務局職員の職氏名

水道事業及び下水道事業管理者 伊藤 茂、
上下水道部長 荻野恭浩、上下水道部次長（総務課長） 鈴木洋人、
経営管理課長 小林也寸志、サービス課長 岡本秀樹、

水道工事課長 神谷秀樹、水道浄水課長 小林立明、
下水施設課長 藤野真司、下水工事課長 富永道彦、
経営管理課副課長 松谷朋征、総務課副課長 金原和美、
経営管理課経営2係係長 神尾清達、総務課総務係係長 飛田晃宏、
経営管理課経営2係主事 齊藤悠風人、総務課総務係主事 竹村真菜

6 会議の成立

事務局から、委員総数10名のうち10名が出席のため、岡崎市水道事業及び下水道事業審議会条例第6条第2項の規定により、会議が成立していることを報告した。

7 会議の公開

本日の会議を公開することとした。(傍聴者なし)

8 会議録署名委員の指名

会議録署名委員に、内藤 公士委員を指名した。

9 議事の要旨

(議題1) 諮問内容(適正な下水道使用料のあり方)について

諮問書に基づき、事務局が説明した。

事務局の説明後、次の趣旨の質疑がなされた。

(F委員)

諮問の趣旨に「本市では平成21年4月に下水道使用料を平均9.3%改定し」とありますが、内容を教えてください。

(事務局)

平成21年4月に下水道使用料を改定していますが、その際には平均改定率が9.3%の増額改定をさせていただいております。なお、本市の下水道使用料の変遷については、この後の議題3「下水道事業の概要」で説明いたします。

(議題2) 諮問内容(適正な農業集落排水処理施設使用料のあり方)について

諮問書に基づき、事務局が説明した。

事務局の説明後、次の趣旨の質疑がなされた。

(B 委員)

下水道使用料は、平成21年4月に改定したと説明がありましたが、農業集落排水処理施設使用料は今までに改定したことはありますか。

(事務局)

設定以降、一度も改定はしておりません。

(議題3) 下水道事業の概要について

資料2に基づき、事務局が説明した。

事務局の説明後、次の趣旨の質疑がなされた。

(G 委員)

資料2の11ページに記載のある下水道使用料の逡増度について、算出の仕方を教えてください。

(事務局)

逡増度の算出は、使用料体系中の最高単価を最小使用者群の単価で除した値となります。そのため本市の最高単価の210円を、基本料を含めた最小単価80円で割り返すと「2.6」という値になります。愛知県の平均の逡増度が「2.3」でありますので、本市は平均値より高い値となっております。

(G 委員)

愛知県の平均の逡増度2.3はどのように算出しましたか。

(事務局)

下水道事業を行っている県内37市の逡増度を平均した値となっております。

(G 委員)

そうすると上限の単価が県平均の方が高いということでしょうか。分母の210円が安いということでしょうか。

(事務局)

本市よりも県平均値の方が上限の単価が安く、下限の単価が高いと言えます。

(H 委員)

昨今の九州での水害等で、福岡県大牟田市であったようにポンプ場施設が破損し、内水被害による洪水被害が起こってしまったようですが、岡崎市においても内水対策を行わないと危険な地域があるのでしょうか。また、そのような対策がどの程度進んでいるのか、雨水事業なので公費負担になると思われますが、下水道使用料に影響はあるのか教えてください。

(事務局)

本市は、平成20年8月末豪雨で大きな被害を受けた地域を中心にポンプ場等の浸水対策を進めています。現在は、六名地区の対策を進めており、令和4年度の完成を目指しています。今後は、井田地区、愛宕地区の対策のため矢作川に吐き出すポンプ場等の整備を進める予定です。なお、雨水事業の費用は、一般会計から繰入を行っているため下水道使用料には影響がありません。

(C委員)

下水道の排除方式について、資料2の3ページにそれぞれ分流式が8割、合流式が2割で合流式のメリット・デメリットの中に維持管理費が割高になるとあります。6ページの下水道整備の状況を見ると、平成以降分流式の延長が伸びていますが、合流式を分流式に変更しているということでしょうか。

(事務局)

全国的には、下水道整備が進んでいる都市部の東京、名古屋、横浜等では、ほぼ合流式で整備されています。本市でも、昭和40年台半ばまでは主流である合流式で整備を進めており、昭和40年代後半からは、その後主流となった分流式での整備に切り替えています。このため、合流式を分流式に変えたということではなく、未整備地域を分流式で整備していったことで分流式の区域が広がっていったということになります。

(C委員)

今後も割合的には分流式が増えていくということでしょうか。

(事務局)

今後も、分流式で整備していく予定であり、割合的には合流式が減り分流式が増えていくこととなります。なお、合流式を分流式に変更する場合には、宅地内の排水設備の分流化が必要となり、個人負担が発生してしまうため、極めて困難であると考えています。このため、現在、合流区域の方は、今後も合流区域として運用していく予定です。

(E委員)

下水処理をするうえで汚泥の処理ということが発生しますが、この汚泥処理費はどれくらいコストが掛かるのでしょうか、また汚泥の有効活用をしてコストカットができるのかを教えてください。

(事務局)

本市は愛知県の流域下水道に接続しており、処理場を持っていないため直接汚泥処理をしていないため、処理費は把握できていません。有効活用

につきましては、県の流域下水道からは、ほぼ100%汚泥の有効活用を行っており、具体的には、建設資材、コンクリート合材などのほか、矢作川浄化センター近くの碧南火力発電所で石炭火力発電の火力を強くするためのコークス等の代わりに汚泥を利用しており、循環型社会の発展に寄与していると聞いています。

(G委員)

先述の逡増度とも関係しますが、14ページに課題が3つ提示してあり、①、③の課題は感覚として理解できますが、②の課題について良いのか、悪いのかという問題意識が分かりません。11ページの50m³を超える単価の設定が210円とされている経緯とも関係してくると思うが、素朴に感じたのは10m³の価格が安く設定されているのは市民の生活に必要なものなので安く設定されているからではないか、逆に使用量が多ければ多いほど経済力のある方で、それだけ負担能力があるので高くしている、あるいは多量に使用する企業が多いという状況に基づいて高くしている。そのように経済力から考えると、逡増度が高いということは悪くはないのではないかと思います。②に関してどういった問題意識で書いてあるかわかりませんが、①、③と比べると背景が違う気がするので、問題意識を教えてください。

(事務局)

逡増度を設定した歴史的な事情、使命としては、生活排水を優先するために多量排出を抑制する必要があることや、下水処理場が生物処理のため、難分解性である工場排水は処理場で処理しきれないということで極力受け入れたくないという処理側の事情もありました。また、処理場を建設するにあたり相当な反対運動があり、処理場の規模を小さくするといった作用が働いて、多量排出の抑制を図る意味から逡増度の高い設定がなされていたという事情もあります。ただし、最近の全国的な傾向としては、逡増度を抑える方向の動きもありますので、今後、具体的な数字等をお示しする中でご審議いただきたいと思います。

(G委員)

50m³を超えるような部分を高い料金にしてきた立法事実が社会的に変化してきたため、逡増度を下げるという方向性もあると思うが、逡増度を下げることによって少量使用者の使用料に大きな影響がある。若干下げる程度で市民の負担を大きく変えないといった方向性があってもいいのではないかと思います。

(事務局)

下水道法上の使用料の算定方式については、水量水質に応じた妥当な金額を設定することといたことが書いてありますので、施設の有効利用や社会的な事情を考慮して、妥協点を見つけていただくということになると思います。

(D委員)

世間の風潮では、SDGs（エス・ディー・ジーズ）という持続可能な開発目標を持つことや、水資源などを大切にしながら持続発展的な生活をすべきという方向に向かっています。たくさん利用してもらって、多くの使用料をいただきたいというのも分かりますが、維持管理や未整備地域の整備等も進めていく中でこの風潮に対してどのように考えれば良いのでしょうか。

(事務局)

事業運営には使用料収入は必要なものではあります。固定費と変動費の割合や、節約した人に対する温かい使用料設定の割合などの議論も今後出てくるとは思います。使用料収入により総額費用が賄えるのかどうかということ、その後に節約した方に対してどのような使用料設定が良いのかということの議論を進めていただきたいと思っています。逡増度についても無くしてしまうということではなく適切な値を検討していきたいと考えています。

(議題4) 農業集落排水事業の概要について

資料3に基づき、事務局が説明した。

事務局の説明後、次の趣旨の質疑がなされた。

(H委員)

資料5ページの財政状況について、排水事業の整備は一通り終わったということですが、歳出が年々増加しているのはなぜですか。また、令和元年度の歳入（その他）の増加の要因は何ですか。

(事務局)

歳出の増加については、機器等の老朽化に伴う設備の更新や修繕等の維持管理費が増えていることによります。また、歳入（その他）の増加については、令和元年度から着手した改築更新事業の財源となる国や県の補助金が増えたことによるものです。

(H委員)

財政状況の歳入（一般会計繰入金）は赤字部分と考えてよろしいですか。

(事務局)

歳入（一般会計繰入金）のうち、半分は、公費で負担すべきとされている繰出基準内の繰入金、残りの半分は基準外繰入であり赤字補填分となります。

(H委員)

今後、企業会計に移行する予定ですが、基準外繰入分については一般会計からの繰入がなされず、すべて赤字になるということですか。

(事務局)

現行の基準外繰入金の企業会計移行後の取扱いについて、必ずしも使用料や企業会計内で負担しなければいけないわけではありません。現在、財政当局と企業会計移行後の繰入金の考え方について整理をしています。

(H委員)

企業会計への移行に伴い会計基準が変わるため、繰入の内容も変わると思われます。決定事項について今後の審議でお示してください。

(B委員)

資料7ページに農業集落排水事業の4人世帯の使用料が記載されていますが、公共下水道事業の4人世帯の使用料と比較するとどうでしょうか。

(事務局)

水道使用量にもよりますが、農業集落排水事業の使用料は、公共下水道事業の概ね2割増しとなっています。

(B委員)

処理場の施設数について、現状を維持する予定ですか。廃止計画はありますか。

(事務局)

過去には、竜泉寺地区で人口増加が非常に多く、処理施設の処理能力を超過してしまい、下水道に接続した事例があります。現在の農業集落排水処理地区については、予定計画人口を大きく下回っており下水道に接続する予定はありません。

施設の廃止計画はありませんが、合併浄化槽の性能が大変向上し、費用が安くなっていることなどから慎重に検討していく必要があります。

(報告1) 水道ビジョン・下水道ビジョンの策定に関する状況について

資料4に基づき、事務局が説明した。

事務局の説明後、次の趣旨の質疑がなされた。

(B委員)

資料2ページに10年間の上下水道事業ビジョンを作るとあります。ビジョンの理念として、「次の100年へ」と掲げていますが、次回ビジョンを見直す時に理念は変わらないのですか。

(事務局)

今回掲げた理念は、令和3年度から10カ年使用するビジョンのものになります。令和13年度以降に策定するビジョンの理念については、その都度、適したものを策定します。

議長がすべての議題の審議の終了を告げた。

10 上下水道部長挨拶

11 事務連絡

事務局から、次回、第12回水道事業及び下水道事業審議会の開催日程（令和2年10月）を連絡した。

会議資料

【事前送付資料】

次第

資料1-1 令和2年度審議会日程（案）

資料1-2 今期（4年間）の日程（案）

資料2 下水道事業の概要

資料3 農業集落排水事業の概要

資料4 水道ビジョン・下水道ビジョンの策定に関する状況について

【当日配布資料】

別紙1 諮問書「適正な下水道使用料のあり方について」

別紙2 諮問書「適正な農業集落排水処理施設使用料のあり方について」